

文化部活動の地域移行に関する検討会議（第5回）

- 日時 2022年7月12日（火）14:00～16:10
■場所 霞ヶ関ナレッジスクエア（霞ヶ関コモンゲート3F）

■議事録

（北山座長）

定刻となりましたので、ただいまから、第5回文化部活動の地域移行に関する検討会議を開催いたします。皆様大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日の会議も、傍聴の方はYouTubeによるオンライン配信を御覧いただいております。

本日は、吉田委員、金田委員の2名の方にWeb会議形式で御参加いただいております、事務局側では、山田参事官がWebにより参加されています。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

本日の議事は、次第にありますとおり、

- （1）地域移行の取組が進められている間の学校における文化部活動の在り方
- （2）休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について
- （3）文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）

となっております。

議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

（事務局）

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日は、すべての議事に関する資料としまして、資料1「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」をお配りしております。表紙、目次の後、両面で1～44ページございます。

資料については以上でございますが、不備などございましたら、事務局までお声掛けください。

（北山座長）

ありがとうございました。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事にうつります。議事1、議事2についてまとめて進めて参ります。

流れといたしましては、議事1と、議事2について続けて事務局から説明いただいた後に、各委員の皆様から御意見等を頂戴いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日の資料、資料 1 でございますが、提言（案）全体版となっておりますので、本日の議事 1 に当たりますのが 39 ページからになりますので、まずは 39 ページをお開きください。本日の議事 1 に当たりますところが、第 9 章「地域移行の取り組みが進められている間の学校における文化部活動のあり方について」でございます。少し長めになりますが、全体をご説明してまいります。まず 9 章の前文のところでございますが、学校における文化部活動については、平成 30 年度に文化庁によりガイドラインが作成されて以降、改善が図られつつあるものの、指導体制、地域との連携協働など、依然として課題を抱えていること。このため、まずは休日の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の部活動についても引き続き速やかな改革が求められると、まず第 1 段落目しております。

2 段落目、地域環境の整備が進んでいるところでは、できるだけ速やかに休日の地域移行を進めることが必要であること。「一方で」として、その環境整備に一定の時間が要することが見込まれるところでは、教育委員会・中学校等において、その地域の環境の整備充実を進めるとともに、学校の部活動について、そのまま維持するのではなく、改善を速やかに進めることが必要としてございます。

まず 1 ポツ、誰もが参加しやすい文化部活動として、理念的な部分を整理してございます。①現状と課題。学校は文化部への所属の有無にかかわらず、全ての生徒の教育に責任を負っており、現在文化部に所属している生徒だけでなく、歌や楽器、絵を描くことなどに苦手意識を持つ生徒や障害のある生徒などにとっても参加しやすい活動が確保される必要ということを述べております。

②求められる対応といたしまして、3 点挙げております。以下のような取り組みを各教育委員会や学校において実施していく必要があるとして、1 点目、こういった苦手な生徒、あるいは障害のある生徒が参加しやすいよう、親しむということを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすること。あるいは過度な負担とならないよう、活動時間を短くするなどの工夫・配慮ということを挙げております。2 点目、生徒の多様なニーズに応えるため、楽しみを目的とするレクリエーション的な活動など、多様な活動を設置としています。3 点目、地域にある学校種を超え、特別支援学校などとの合同練習等を実施するなど連携を深めることを記載してございます。

2 ポツ、活動時間の適正化について。①現状と課題ですが、平成 30 年の文化庁のガイドラインで学期中は週当たり 2 日以上以上の休養日を設けること。1 日の活動時間は長くても平日 2 時間程度、学校休業日は 3 時間程度とすることを定めております。

40 ページ、「しかし」として、必ずしもガイドラインが守られてない状況が見られて、これを適切な活動時間とする必要。併せて、この休日の文化部活動の地域移行を進めていく必要があるとしてございます。

②求められる対応についても 3 点掲げてございます。まずは 1 点目、国において、改めて都道府県教育委員会等に対して、このガイドラインの順守を強く要請すること。2 点目、

国において、このガイドラインの時間を大きく超過している教育委員会に対しては、個別に指導・助言すること。3点目、教育委員会・学校においてはということで、誰もが参加しやすい活動とするため、休養日・活動時間を設定することを掲げてございます。

3 ポツ、指導体制の見直しに入ります。①現状と課題でございますが、2段落目、教師に頼らない指導体制としていく必要。特にその分野の指導の経験がない教師、指導を望まない教師が従事する必要のない体制というのを速やかに整備する必要ということを掲げてございます。

②求められる対応ですが、こちらも3点。1点目、部活動指導員を確保するとともに、教師を伴わずこの指導員単独による指導を行うことによって、各中学校等において、教師ではなく指導員が顧問となり、指導や大会引率を担える体制を構築すること。2点目、部活動指導員が確保できない場合には、教師を顧問とするものの、外部指導者を配置し、先ほど申し上げた1点目と同様に、教師が直接指導あるいは大会引率に従事しない体制を構築すること。3点目、指導を望む教師が指導に従事する場合について書いてありますが、令和2年の文科省告示であります指針がございますので、それに基づいて月45時間、年360時間の上限を超えることがないような指導者の配置や活動時間の見直し、こういった必要な環境整備をすることを掲げてございます。

40 ページの下段になりますが、こういった部活動指導員・外部指導者の配置ができず、また、かつ指導を望む教師もいない文化部活動については、適切な指導者がいる他の学校との合同部活動の実施といったことが考えられる旨を記載してございます。

40 ページから41 ページ、1つ目の丸、行政や小・中学校等、地域の団体等の関係者で今後の対応を協議して、中学校等の実情を踏まえて、まずは休日の地域環境の整備充実を速やかに進めるなどの対応が必要であるとしております。

2つ目の丸、顧問以外のそういった指導員等を確保しやすくするために、地方公共団体において、文化芸術関係団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・登録というようなことで人材バンクを整備するなどの支援の必要性を書いてございます。それから団体等においては、生徒の多様なニーズに応えられる指導者養成・資質向上の取り組みを進める必要があるというふうにしております。

3点目、国立と私立の学校においても適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましいということで記載してございます。

4 ポツ、地域の文化芸術団体等との連携・協働の部分になります。①現状と課題でございますが、前回ご議論いただいたパートにも同様の記載があったところでございますが、こういった団体等との積極的な連携・協働、これについてはまだ十分ではない状況が見られるというふうにしてございます。

2つ目の丸、地域移行の取り組みが進められている間は、学校の部活動と地域の機会の両方というのが存在するので、大会等について学校として参加を希望する場合と、地域として参加を希望する場合があり得ると。このため分野ごとの特性等も踏まえながら、大会ごとに

適切な出場資格ルールの設定を行うことなどを通じて、生徒の大会等への参加機会、それが円滑な形で確保されるように配慮していく必要性について述べてございます。

②求められる対応でございますが、1つ目の丸、各市町村や地域において、関係者である行政、中学校等、それから団体が現状・課題を共有し、今後の地域における親しむ環境のあり方等について話し合う場を設けていく必要性を述べてございます。

続いての丸ですが、中学校と地域の団体、そのためにこういった連携・協働を進めて、以下のような取り組みを実施する必要として3点掲げてございます。41ページの一番下のポツ、中学校等では文化部活動だけではなくて、地域の活動の概要についても生徒・保護者に周知をし、生徒が興味・関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること。

42ページ、2つ目のポツになりますが、地域で実施されている分野と同じ分野の文化部活動については、将来的には地域のほうに統合していくことが十分考えられることから、休日の練習を共同で実施するなどの連携を深めること。3つ目のポツといたしまして、休日に限らず平日においても、できるところから団体等が主体で活動する日を増やしていくこととしてございます。

大きな丸のところの1点目になりますが、移行期において学校とそれから地域の両方が存在する状況などで、大会等の参加機会、これを失わないように、登録のあり方等について統一した取り扱いということを記載してございます。

最後の丸のところ、受け皿となる団体等が確保しない、できない場合については、当面、合同部活動の実施ということも考えられるというふうに記載をしてございます。

続いて本日の議題2に当たります、休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について、43ページ。第10章です。前文のところでございますが、令和2年9月に文科省、それから文化庁・スポーツ庁でも連名で出されております「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の中で、令和5年度から休日の地域移行について図るということが方向性として示されており、一方で、この休日の地域移行の達成時期については示されていないのが現状でございます。本章では、この休日の達成時期について整理をするというふうにしてございます。

まず①の現状と課題でございます。1つ目の丸、各地域における整備状況が異なっていて、この間、この会議でも事例発表いただきましたが、この令和3年度に文化庁の地域文化倶楽部の創設支援事業の実践をしている地域であっても、環境の整備状況には差があると。ただ一方で、どの実践事例におきましても、地方公共団体、関係者の皆さま方が熱心に取り組まれた結果、この1年間で一定の成果を上げていて、今後継続的に取り組むことにより、地域の環境整備充実は大きな成果を上げることが期待されと。

2つ目の丸、この少子化の進展による部活動の影響、あるいは2行目にあります教師の勤務環境の改善実現、これが喫緊の課題であると。このため、できる限り速やかに地域環境の整備を進めていく必要性があります。

3つ目の丸、国や都道府県から何らかの時期の目安が示されないと、一部の地方公共団体

の中では部活動改革が先送りにされて、本格的に取り組まれない恐れがあると考えられる。

ただ一方でというところで、4つ目の丸、ただし、達成時期については、各地方公共団体において状況が異なるので、比較的短期間に進められる地域もあれば、時間を要する地域も存在するという点にも留意が必要としてございます。

②、43 ページの下のところの「求められる対応」、中山間地域・離島等では、地域環境の整備充実に向けて、他の地域と比べて時間を要することが見込まれると。こうした地域を除いて、休日の地域移行を概ね達成する目標時期を示すことが望ましいとしてございます。

次に 44 ページ。目標達成時期については、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で地域環境の整備充実には一定の時間を要するだろうと。ですので、令和 5 年度の休日の地域移行開始から 3 年後の令和 7 年度末を目途とすることが考えられるということで、こちらについては運動部活動とも足並みをそろえる形としてございます。

2 つ目の丸、国はこの目標時期を踏まえ、ガイドラインを今年度早期に改訂をし、この 3 年間で部活動の改革集中期間として位置付け、全ての都道府県において、休日の移行に向けた具体的な取り組み・スケジュール等を定めた推進計画を策定いただき、それを基に各市町村でも計画を策定することを、ガイドラインのほうで規定することが適当であるとしてございます。

3 つ目の丸、各地方公共団体においては、この計画に基づいて、この改革集中期間に地域環境整備のための取り組みを重点的に行っていくことが必要と。その地域移行の実現にさらに時間を要する場合であっても、可能な限り早期の実現を目指す必要性ということに記載してございます。

4 つ目の丸、この R7 年度までの改革集中期間となりますが、国として各地方公共団体における取り組みに対して特に積極的に支援をし、着実に取り組みが進められるようにすることの必要性。それから国と都道府県については、各地方公共団体での進捗状況を定期的に調査し、課題ある市町村等に対して原因・対策などについての指導・助言を行う必要性を述べてございます。

5 つ目の丸、改革集中期間終了後、すなわち令和 8 年度以降ということになりますが、国は休日の地域移行の成果や課題を集約、そして評価をし、必要な対策を講じていく必要があるとしてございます。

下から 2 つ目の丸。こうした休日の地域移行が概ね達成された後、平日の文化部活動についても地域移行を進めていくことが想定されるが、休日の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進する必要。その際に適切な枠組みの下で検証を行う点にも留意する必要ということを補足的に記載してございます。

最後のところですが、国および地方公共団体は、改革集中期間終了後において、地域移行、進捗状況等の適切な評価・分析結果に基づき、継続して地域環境の充実に取り組むと。引き続き、国、都道府県・市町村などの地方公共団体、文化芸術団体等において、それぞれの役割を明確にした上で、持続的に取り組むことが可能となるような体制を整備する必要がある

るというふうな形で閉じてございます。

第9章部分、第9章と10章部分について、以上、ご説明でございました。

よろしくお願いいたします。

(北山座長)

ありがとうございました。山田参事官から2つの議事について、参考資料を基にご説明いただきました。どちらからでも結構ですので、委員の皆さまからご意見等を頂戴して討議へと入ります。ご意見・ご質問のある方は、挙手、または挙手ボタンでお知らせください。ご意見に当たりましては資料のページ数、あるいはその場所等を明確にさせていただくと分かりやすいかと思います。ご質問につきましては、後でまとめて事務局からお答えいただきますので、ご質問である旨をおっしゃっていただけると助かります。それでは、よろしくお願いいたします。どなたからでもご意見・ご質問を。富士道委員、どうぞ。

(富士道委員)

全日中の富士道です。今の説明の中で、40ページになりますが、②の求められる対応というところの2つ目のポツです。「国においては、ガイドラインの時間を大きく超過している教育委員会には個別に指導・助言すること」というような内容が記載してございます。この前提として、教育委員会から報告をもらうのか。逆に言うと、国は調査を掛けて、こういうガイドラインがきちんと守られているのかどうかを、きちんと調査を掛けていく、報告を受ける、そういうようなことが前提としてあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。ガイドラインに対する実施状況の報告、あるいは調査等についてのご質問でした。後ほど、事務局から答えていただきます。

(齊藤（忠）委員)

信州大学の齊藤です。今のガイドラインのところに関連して確認です。「国においては、ガイドラインの時間を大きく超過した場合には個別に指導・助言」とあるのですが、休日において地域の文化活動に移行した場合、地域の文化活動として、3時間を大幅に超過することもありうると思います。その責任の所在は地域の文化活動であるというような場合には、これは国としてどういう判断をしたらよいか、その点についても確認しておく必要があると思います。以上です。

(北山座長)

関連してのご質問でした。他の方はいかがでしょうか。石津谷委員、どうぞ。

(石津谷委員)

吹奏楽連盟の石津谷です。40 ページの一番上ですね。「活動時間や休養日について、必ずしもガイドラインが守られていない状況も見られ」とあるのですが、これは文化庁としては、どれぐらいの学校が守っていないというふうに捉えていらっしゃるのか。その根拠になるものは何なのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

こういう書き方をすると、何か多くの学校がガイドライン守っていないみたいに、私はそういう感じで捉えてしまうのですが、どうなのでしょう。ガイドラインを守っている学校は、たくさんありますよ。以上でございます。

(北山座長)

ありがとうございます。ご質問として、ガイドラインが守られているか、あるいは守られていないのかということについて、どのくらい文化庁のほうでは捉えておられるかということのご質問でした。実際、石津谷委員の感じとしては、守られているのではないかというご意見だというふうに伺いました。他の方はいかがでしょうか。村田委員、どうぞ。

(村田委員)

兵庫県の村田です。今、委員の皆さまが言われたところと同じで、私もどれぐらいの部活がガイドラインに基づく活動時間等が守られていないのかというのは大変感じました。それを受けて、国において大きく超過しているところに対し、指導・助言をするということですが、基本的に県レベルで部活動の時間は、働き方改革のこともありまして、調査を常に行っていますので、その辺のところはある一定、都道府県レベルに任せてもいいのではないかなと感じています。以上です。

(北山座長)

ガイドラインの実施状況の把握については、都道府県レベルでいいのではないかというご意見ですね。ありがとうございます。

(齊藤（忠）委員)

別件になりますが、44 ページのところで、令和 5 年から 7 年度末の移行期についてなのですが、この移行期には、例えば休日の部活動等において、トラブルといいますか、危ないことも起こり得ると思います。誰もが移行期についてはまだ見えてないところもあるので、例えば生徒に関わる重大なトラブルや事故とか、そういうことも含めて、その責任の所在というのはどこにあるのか。もしも休日に外部の指導者が行っている部活動において重大な事故が起こってしまった場合、その責任の所在がはっきりとしていないと非常に困ると考えられます。移行期はどのように考えたらいいかを、明確に示しておいたほうがよいのかな

と思いますが、その点についてもお尋ねしたいと思います。

(北山座長)

ありがとうございます。移行期における責任の所在等についてのご意見でした。
はい、吉田委員、どうぞ。

(吉田委員)

富山県の吉田です。先ほども話題になっておりました、40 ページの上の部分。やはり国はガイドラインの時間を大きく超過している教育委員会には個別に指導・助言すると。先ほど他の委員からもありましたように、国として調査をされるのかということ。もしされるのであるとすれば、やはり実際にある程度の期間、各学校に依頼するということになりますので、比較的先生方に新たな負担となることも心配されると思います。大きく超過しているという言い方もありますが、その基準というところもありますし、もし調査されるのであれば、その調査方法には配慮いただきたいなと感じております。
以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。ガイドラインに対する調査方法についてのご意見でした。
他、いかがでしょうか。それでは、齊藤委員からお願いします。

(齊藤（勇）委員)

日本地域部活動文化部推進本部の齊藤でございます。

この第 9 章の表題になっております、地域移行の取り組みが進められている間の学校の部活動のあり方という、全体的なお話になるかと思うのですが、前回までの議論の中でも、実際に地域に移行した場合、会場や会場に係る費用など、その確保とか、さまざまな面で難しい点があります。本当に将来的に地域移行って考えるときは、やはり今学校で週、平日 4 回と休日 1 回とかという、その活動時間や規模で想定し考えた場合というのは、非常に難しい面がたくさん出てくるだろうと思われます。ただし、今既に活動している子供たちには、とても残念な思いとか、子供たちの場を奪ってしまうような、そういうことはいけませんので、すぐには動けないのですが、将来的には活動日数とかを限定してでもできるような活動のあり方を研究したり、そういった観点をふまえた新しい取り組みにトライしていくということも、どこかに盛り込まれたほうがよろしいのではないかと思います。そのまま進んでいっても、学校にある間であっても、将来を見越して徐々に規模を小さくしても大丈夫なような内容という工夫が求められるのではないだろうかと思ひまして、意見を述べさせていただきました。よろしくお願いします。

(北山座長)

地域移行が進められている期間においても、その先を見越した将来的な計画についても盛り込んだほうがいいのかというご意見でした。

(齊藤(勇)委員)

いずれその先々、今の学校の部活動の規模のままというのは、現実的に難しい点もございますので、活動内容そのものの工夫といたしますか、短い時間でも、徐々に短くしていつでもできるような工夫も求められてくるのではないのでしょうかというところで、このところで述べるにふさわしいかどうか分かりませんが、そういうことも必要な要素になってくるのではないのでしょうかという意見でございます。

(北山座長)

ありがとうございます。もしよろしければ、ページと場所について具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

(齊藤(勇)委員)

この第9章の「地域移行の取り組みが進められている間の学校におけるあり方」というところですので、この中の具体的にどこにそれを盛り込めばということなのですが。こういう今行われている間のそういうあり方の検討材料の一つに、そういう視点も必要ではないでしょうかというように感じたものですから、述べさせていただきました。

(北山座長)

分かりました。ありがとうございます。それでは、石津谷委員。

(石津谷委員)

よろしく願いいたします。先程、齊藤先生の方から、事故が起こった時の責任の所在に関してご発言があったと思うのですが、このところ、私もいろいろな会議に出席をするようになって、多くの先生方からご意見を頂戴しています。外部指導者の方の責任に関する話も、吹奏楽連盟絡みでいろいろと出てまいります。特に引率のところでお考えいただければ良いと思うのですが、この資料の中の書き方では、どちらかといえば責任の所在に対しては、少し曖昧かなという印象があって、実際問題として、もし外部指導者の方が引率している時に、子供が少しケガをしてしまいました、事故に巻き込まれました、となった時、たぶん保護者はその方、外部指導者の方に責任を取らせようとさせると思いますが、「いや、学校の生徒を集めているのだから、学校にも責任があるだろう。」という意見も出てくるのではないのでしょうか、と。

例えば吹奏楽で言うと、外部指導者の方は、「楽器とか音楽の指導をお願いしますね。」と

お願いされ、引き受けると思うのですが、そうなった時に「もし、事故があったら、あなたのせいになりますからね。」とか、「大変なことが起こった時、例えば子供が死んじゃったり、大ケガしちゃって入院したりした時には責任取ってもらいますね。」なんて言われたら、さて、指導者のやり手があるのかな、ということが我々の中では問題になっています。いくら良い方がいても「すべて責任はあなたですよ。」では誰も引き受けてもらえないのではないかと。

だからこの責任の所在っていうのは、どこで線引きするのかは非常に難しい問題であることは十分承知はしていますが、この提言（案）の中では、曖昧にせず、ある程度ははっきりさせておいた方が良くと思います。でなければ、今進めている改革が壁にぶち当たってしまうかな、という不安を持っています。

以上でございます。

（北山座長）

ありがとうございます。確かに難しい問題ですね。はい、熊谷委員どうぞ。

（熊谷委員）

資料の 43 ページの上のほうの第 10 章のタイトルで、「地域移行の達成時期の目途」とあります。これを見ると、具体的にそういう活動が始まっているというふうに受け取れるのですが、次のページの 44 ページの丸の 2 つ目を読むと、この 3 年間、令和 5 年からの 3 年間で、どうもプラン作りをそれぞれの市町村とか、あるいは都道府県で着実に進めなさいというふうに読み取れます。

家造りでいうと、設計図をちゃんと 3 年間の間に作り上げておきなさいというふうに読めるのですが、タイトルだけ見ると、もう土台も造るし柱も建てるよと、可能なところはそうしなさいというように読めるのですが、ニュアンスとしてはどちらなのでしょう。早ければ早くてよいということでしょうか。遅くとも 3 年の間にプラン作り、設計図だけは作っておけ、令和 8 年度からは、遅くとも基礎造りは着工しなければならないという意味なのでしょう。

（北山座長）

ありがとうございます。44 ページの改革集中期間、もうその時点でスタートしていると考ええるのか、それともこの 3 年間のうちに徐々に整えていくのかという、どのように考えておられるかというご質問ですね。

（石津谷委員）

前回の会議で提示されたスポーツ庁の資料の中にも、3 年間で何とか実施を、と書いてありましたが、その下のところに括弧付けで、地域によって達成が難しい場合にはなるべく早

い時期に達成させる、というように書いてあります。スポーツ庁さんも、何が何でも3年間でやれ、とは言っていないように思います。

それともう一つ。ネットニュースで確認したのですが、全国市長会が3年間という期限を決められることに対して、「非常に抵抗感がある。」みたいなことが書かれていました。全国市長会のホームページにもそのようなことが書かれているそうです。要するに、自治体としては3年間と定められてもできない場合もある。だからそのように期限を限定されても困る、ということです。一つの目標として定めるのはよいかもしれませんが、何が何でも3年間みたいなことは止めてもらいたい、という内容です。

だから、自治体は絶対に3年間で達成と決めてしまえば、全国市長会以外で、都道府県の知事さん達、区町村長さん達からも「そんなこと決められても無理なんだよね。」となって、結局なおざりになってしまうという心配も出てきます。

ここは書きようだとは思いますが、文言の書き方は少し工夫した方が良いのかな、という感じは持っています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。44ページの3つ目の丸以降に、それに関わることが書いてあるかと思いますが、これについても、後ほどまとめて事務局からお答えいただきます。どうぞ、菅野委員。

(菅野委員)

合唱連盟の菅野でございます。先ほどから責任の、この移行期の責任の所在はどこにあるのかというお話。これ私は、どのみち当然切り離してといいますか、学校から離して、別の組織が子供たちの面倒見るということになれば、この責任の所在は地域の関係団体だと思います。学校が移行期間だからといって責任を負えることは、負えるはずがないと思います。子供たちはもう地域に離れているわけですから。そこで起きたことについて学校が責任を持ちなさいと言われても、これは学校が困るのではないのでしょうか。だからこの3年間、今、熊谷委員も話していましたが、この3年間できちんと体制ができないうちに、移行してしまったら、もうこれは責任の所在がなくなってしまうわけです。だからその組織をきちんとしない限りは、移行できないと思います。

子供たちの責任の所在を学校から切り離すとすれば、そこまでにきちんと体制を作って、それで地域クラブ活動、その地域がちゃんと責任を取れる、いう状況にして、そこに移行していかないと、それはとても恐ろしいことになると思います。それを「3年間でやれ」って、これは本当に市町村が大変なことだと思います。それこそ保障の問題やら何やら体制を整えて、指導者も整えて、場所も決めて、これを3年間で、地方でやりなさいと言われてたら大変なことになる。だからもう少し、今お話があったように、3年間できちんとプランを決めて、責任についても、きちんとどこが責任を持つのかということを決めてからでないと、移

行にはならないと私は思っています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。どうぞ、大坪委員。

(大坪委員)

武蔵野美術大学の大坪でございます。この部活動の地域移行に関しては、資料の 43 ページの冒頭にありますように、文部科学省からの令和 2 年の通達によって、ある程度方向性は出ていたわけです。本来は、各自治体がこれに向けてプランニングを始めている段階です。それが不十分であるという状況を踏まえた上で、今回の提案が出てきているということです。

私としては、令和 7 年度までの 3 年間にある程度ビルドアップしていかなければ、全体が動かないというふうに思っています。ここで明確なターニングポイントを示した上で、この改革に取り組む決意をきちんと国も自治体も、それから民間も考えていくことが必要だろうと思っております。

確かに責任の所在という点におきましては、新たな組織をつくるということから考えていきますと、かなり厳しいタイトなスケジュールになるかと思えます。しかしながら、既に既存の組織が動いているところもありまして、そういったところについては、3 年間というのはそんなに無理なスケジュールではないと思っています。

それから学校と地域との関係性を今まで以上に結び付いていく中での責任論ということなので、どちらに責任かあると言い張る中においては、新しい組織関係は生まれてこないのではないかと思います。そこを踏まえた上で、新たな連絡組織をつくるということが書かれていると理解しておりますので、私は資料に書かれていることがかなり無理だとは決して思っておりません。むしろどこかで指針をきちんと示すべきであるとは考えております。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。大坪委員はガイドライン作成に関わっておられたということから貴重なご意見を伺いました。

全体を通して伺ったところ、皆さまからのご意見・ご質問は 3 つに集約されるかなと思います。

1 つは現在のガイドラインに従って行われている部活動を、どのように捉えているのかということ。それをどのように把握して、今後に備えようとしているのか。

2 つ目は責任の所在について。責任については、また別な章で、実施主体とかそういうことについてもお話があらうかと思えます。

3 つ目はスポーツ庁のほうとも関連しますが、この 3 年間の集中期間について、どうい

見通しを持っているのか。つまり、いきなり令和 5 年からスタートできると考えているのか。それとも徐々に移行するのか。それについては全国市長会から、もう少し余裕が欲しいというような要望もあるようです。そういったことについてのご意見とご質問かと思いますが、ご質問の部分につきまして、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

(事務局)

貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。まず 1 つ目の論点であります調査の関係について、多くの委員からご質問をいただきました。富士道委員からのご質問であります調査を掛けていくのかという点につきましては、掛けていくということを想定してございます。

それから齊藤副座長からは、地域移行、休日に地域移行している間に 3 時間を大幅に超過しているような場合についてというふうなことでご質問いただきました。ガイドラインにつきましては、以前もうお示ししているものについても、基本的には子供の負担という観点からガイドラインを策定してございますので、今回改訂もしてまいりますが、基本的にはそういった休日で地域移行している場合についても、目安としては 3 時間というふうなところは引き続き持つていくのかなというふうに思っているところでございます。

それから石津谷委員からは、超過しているものが多いというふうなところについての根拠が何かというご質問をいただいたと思います。これにつきましては、ガイドラインを策定した後の文化庁の関連の調査がございまして、その中で、ちょっと今具体的にデータは持ち合わせてはいないですが、3 時間を超えている、あるいは平日で 2 時間超えているというふうなところのデータはございます。

それから村田委員からは、関連してということで、県レベルでも調査をしているのでというふうなお話をいただきました。これに関しては、恐らく国の調査も 2,000 近くある市町村全体に対して直接ということにはならないと思っておりますので、都道府県のほうとも連携をしながら、全体の状況の把握ということをしていくのだろうというふうに考えているところでございます。

それから吉田委員からは、調査について、また学校の働き方改革という観点から、そもそも地域移行しているところなので、学校側の調査負担というところも配慮してほしいというふうなお話をいただきましたので、そのことについては調査を掛けていく時点において、しっかりと重く受け止めて進めていかないといけないなというふうに考えているところでございます。

それから大きな 2 点目の論点といたしまして、地域移行期の間の責任の所在について、齊藤副座長、それから石津谷委員、それから菅野委員からもご質問をいただきました。この部分でございますが、シンプルに申し上げると、恐らく実施主体がどこなのかということにこれはなるのだろうというふうに思っております、そうすると法人として、自治体なのか民間団体なのかという話になって、自治体の中でということになれば、学校が部活動をやっ

ている場合でいえば、教育委員会ということになっていくことになるのだろうと考えております。

一方で、もう既に NPO 法人のほうで受け皿になっている、民間団体のほうで受け皿になっているところに生徒が行くということであれば、そこは民間の団体のほうの責任ということで整理ができるのだろうと思っております。ただ、この点に関しては非常に不安に思っている現場の皆さまが多いと思いますので、通知とかガイドラインを今後策定していく中で、本日のご意見も踏まえながら、丁寧に解説していくような形を取っていききたいなと思っております。

それから大きな論点、3 点目でございます。3 年間のお話につきまして、その目途というところについてお話をいただきました。熊谷委員からは、3 年間でプラン作りをするのかどうかとご質問いただきましたが、これに関しては、少し前のほうの段で、令和 5 年度、6 年度、7 年度ということで、どういうことをやってくべきかというふうなことを書き下しているところがございます。基本的にはこのプラン作りについては、既にもう速やかに開始をしていただくということで想定をしてございます。

石津谷委員からは、一つの目標としてということでのお話をいただきまして、おっしゃるとおり。それから大坪委員からも関連してというところで、やはり一つ目標が示されないとなかなか進まないというのが現状だろうと。令和 2 年 9 月に改革を示しているにもかかわらず、まだ十分に進んでないからこそ、こういう動きになっているという心強いご意見をいただいたところでございます。ですので、そこは「地域の実情に応じて」ですとか、それから「一つの目標として考えられる」といった記載をもちまして、3 年間しっかりと進めていくという方向性について記載をさせていただいているというところでございます。

もう一つ、齊藤委員からは、地域移行の間も、例えば日数を限定してでも入れるようなところがあるのではないかというお話をいただいたところに関しましては、具体的には 39 ページの②の求められる対応のところ、誰もが参加しやすい文化部活動といったところに、そういった活動時間を短くするなどの工夫や配慮ですとか、多様な活動、あるいは地域での合同練習等の連携の可能性みたいなところを記載させていただいているところでございます。

また引き続き何かございましたら、ご意見をいただきながら修正を加えていきたいと思っております。ありがとうございました。

(北山座長)

ありがとうございます。逐一ご質問にもお答えいただきましたが、よろしいでしょうか。さらにお聞きになりたいこと等がございますでしょうか。それでは、これからの議事 3 に関わる部分もあろうかと思っておりますので、これから議事 3 の「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」に移らせていただきます。

資料 1 に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 1 の 1 ページから 38 ページということで、かなり大部にわたってまいります。今ご議論いただきました第 9 章、第 10 章以外の提案の部分というふうな形になっておりまして、全体といたしまして、これまでどおりスポーツ庁の運動部の提言をなぞる形でまとめてはおります。非常にボリュームがございますので、私のほうから 2 点についてポイントを絞ってご説明できればと思います。まず 1 点目は文化部の特有の部分について、改めて少しご説明をしていきたいというところと、2 点目は、第 2 回から第 4 回までの間に委員の皆さまからいただきましたご意見を反映した部分についてということで、ご説明を申し上げてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず 1 ページ、「はじめに」のところでございますが、検討の経緯を書いておりますが、2 段落目のところの下から 2 行目になります。文化部活動については、「文化芸術の楽しさ・喜びを味わい、生涯にわたって芸術や芸術文化に豊かに関わる資質・能力の育成などの意義」ということで、文化部活動の意義について、文化部特有のものを記載しております。

2 ページ、上から 4 段落目になりますでしょうか。この会議についてというところで、「こうした数次にわたる部活動改革の取り組みを受けて、令和 4 年の 2 月に、令和 5 年度以降の休日地域移行の着実に実施のための具体的な方策等を検討するための、文化部活動の地域移行に関する検討会議の設置」という事実関係を書かせていただいております。

3 ページ、今後の目指す姿というところで、2 段落目になります。文化部特有のものとして記載しておりますのが、「第 1 期の文化芸術基本計画」にもありますとおり、「文化芸術が豊かな人間性を涵養（かんよう）し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている」というふうにしてございます。そのすぐ下の段落のところ、文化部活動の地域移行の意義について書いているところでございますが、その段落の下から 6 行目のところが、前回、齊藤委員、大坪委員から、会費の関係の記載のところだったと思います。地域移行のその先にあるものとしてというふうなことで貴重なご意見をいただきましたので、ここに書き下しております。

「地域移行を契機に生徒やその保護者が地域の文化芸術活動に参画することは、地域の団体等と共に、質の高い文化芸術活動、地域における文化芸術の発展を主体的に形成していくこと、さらには地域社会を豊かにすることにつながるものである」というふうなことを加えさせていただきます。

5 ページ、第 1 章が中学校等の文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性の部分になります。ここの現状部分につきましては、文化部・運動部として分けることなく、部活動一般として記述しているところを多くしているところでございます。

6 ページの 2 ポツ、中学校等の文化部活動の改革の方向性のところでございます。ここのパートで一点、文化特有の記載を入れているのが、7 ページになります。

(2) の地域文化芸術の振興というところ、ここの①現状と課題のところを書きました文は、文化のデータを記載してございます。上の丸でございすが、地域の文化芸術に親しむ場としては、地域の文化芸術団体、それから自治体の文化施設、民間教室などがあって、令和 2 年度の文化に関する世論調査によると、地域における文化的な環境充実のために必要なものとしては、子供が親しむ機会の充実が挙げられていて、地域での親しむ場となる団体というのは地公体のうち 8 割以上にあり、そこでは児童生徒を対象としたプログラムも行われていると。

ただし、これについては運動部にも同じような傾向として書かれている部分があります。文化部活動の地域移行の連携先としては、団体等に肯定的な地方公共団体の割合というのは 10% 台と低くて、地域のそういった環境については、行政、学校、指導者等の関係団体の連携、人材の活用っていうのがまだ不十分な状態だということで書かせていただいております。

その下の②の、求められる対応の一番下の丸のところは、先ほど齊藤委員、大坪委員のご意見と関連する部分として記載がされていると思っております、こうした地域移行に向けた取り組みは、以下のような効果が期待できるとしまして、8 ページのところに 3 つ効果として、1 つ目、他の世代にとっても、行政や団体、学校等との緊密な連携、指導者の活用が充実すること。2 つ目として、地域の環境において多様な活動の場が提供され、生徒以外の世代も含めて、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること。3 つ目に、幅広い世代が参加する地域環境の構築によって、生涯を通じて文化芸術等を愛好する環境が促進されることという記述も入れてございます。

9 ページ、第 2 章、地域における新たな文化芸術等に親しむ環境のあり方とその構築方法等についてということで、まずは 1 ポツのところ。地域における新たな文化芸術等に親しむ環境のあり方の部分について、(1) の参加者のところ。この会議の前提となるデータだと思っておりますが、文化部に所属している中学校等の生徒の割合が、およそ 3 割というふうなことから記載をしております。

10 ページ、(3) 活動内容のところ。この 4 つ目の大きな丸、複数分野の活動を新たに想定した際の期待として、例えばということで、「若者に人気のある漫画やアニメ等のメディア芸術、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるアート活動など、中学校等の文化部活動としての設置が少ない機会ということも充実されて、生徒にとって、これまでの文化部活動では経験できなかったことの活動経験ということも期待される」という記述を入れております。

12 ページの中ごろ、(2) 検討主体がございす。その求められる対応、②の求められる対応のところでございますが、個々については前回、富士道委員のほうから、スポーツ関係との連携、それから村田委員のほうからも検討主体について、事例でも良いが何らか明確にというふうなお話があったところを受けて記載してございます。

そこに書いてございすとおり、「現状では各市町村において、学校の設置・管理運営を

担う教育委員会の担当部署が中心となって進めているところが多いと考えられるが、地域の環境構築ということを全体として進めるためには、市町村において、当該市町村の文化振興担当部署、あるいは社会教育など生涯学習担当部署などが中心となって、学校の担当部署、あるいは地域の団体、学校等の関係者からなる協議会を設置する必要があり、その際、先行する運動部の検討を踏まえ、地域のスポーツ担当部署、あるいは団体とも連携を図りながら、地域の実情に応じたさまざまな方法を想定し、活動の実施主体、スケジュールなどを検討し、実行していく必要がある」というふうにしてございます。

これに関連してということで、文化特有の記載といたしまして、「その充実を行うに当たっては、市町村・都道府県の文化振興財団、こういった財団が多くの自治体では設置されているかと思いますので、そういったところが例えばということで、団体の取りまとめを行うことなどの役割を担うことが考えられる」ということを入れてございます。

この検討主体と関連してということでは、13 ページのところにも、まさに先ほどの3年間でというふうなところにも関連してまいりますが、令和4年度の取り組み例というふうなことで書かせていただいているものがあります。ここでまず1つ目のボツのところは、各中学校でのアンケートの話が書いてございまして、先ほどの検討主体と関連するところとして、14 ページに「各市町村や地域において」というふうなところが「文化振興担当部署、生涯学習担当部署、団体、教育委員会などによる協議会を設置して、地域における環境構築のあり方について、整備充実方策、あるいは兼職兼業の仕組み、こういったことの具体的な検討を開始する」というふうにしてございます。「その際に運動部の検討を踏まえ、地域のスポーツ担当部署、団体とも緊密な連携を図る」ということを記載してございます。

15 ページ、第3章として、前回からご議論いただきました、地域における団体等の整備と指導者の質・量の確保の方策の部分になります。1ボツ、地域の整備充実、指導者の質・量の確保方策のところに関しまして、まず①の現状と課題の一番下、15 ページの一番下の丸のところになりますけれども、前回の介護の中で、齊藤副座長から指導者の質確保の重要性、あるいは石津谷委員から吹奏楽連盟の取り組み、指導者質確保という観点からのお取り組みの紹介をいただきました。それを踏まえまして、「指導者の質の確保の観点から、自治体事例」、これが前回書いていたところですが、「さらには」というところで、「民間団体における地域音楽コーディネーター、生涯学習音楽指導員といった資格による、地域の音楽文化振興人材の育成、それから都道府県の吹奏楽連盟における指導者認定講座の実施などの事例も始められている」というふうな記載を入れさせていただきました。

16 ページ、求められる対応のところ、②の求められる対応のところでございますが、これについては齊藤副座長、それから富士道委員、村田委員からも、さまざまな事例についての横展開の重要性ということのお話をいただいたと承知しております。そこで、「国は地方公共団体における取り組みの参考となるよう、事例を資料としてまとめ、提供する」というふうな記載をさせていただいております。

17 ページ、各地域での専門性、資質・能力を有する指導者の確保の関連の部分でござい

ますが、文化特有の記載として追記をいたしました。その一番上の丸の一番下の段落のところになりますが、文化部活動で留意する必要がある著作権について、前回ご説明を申し上げたと思います。その場におきまして、富士道委員から、こういったことについても学校が抱えるようになってはいけないというふうなお話もいただきましたので、「地域における文化芸術活動の中で理解を深められるようにすることが重要である」というふうな記載を入れさせていただいております。

続いて、しばらく団体支援の関係と兼職兼業のところは飛ばしていただきまして、第4章、20ページ、地域における文化施設の確保方策のところになりますが、一番上の部分、「文化部活動の地域移行の活動場所として、社会教育施設、それから文化施設が考えられる」というところが、文化部特有の部分かというふうに考えております。

それから現状と課題、1ポツの想定される文化施設のところについても、①現状と課題に書いてございますとおり、そういった社会教育施設、文化施設が受け皿となることは可能であるが、近くに施設がない、あるいは楽器の搬入の問題などによって、学校の音楽室などで活動している場合が多いだろうと。なので、②の求められる対応のところ、で、「引き続き中学校の音楽室、美術室等の施設をはじめ」ということで、ここも文化部特有の課題として挙げられるところかなというふうに考えております。

20ページ一番下の②の求められる対応のところでございます。「地域移行に協力しようとする多様な団体等が学校施設を円滑に利用できるような仕組み」というふうなことで記載している部分につきまして、これにつきまして前回の会議の中で、富士道委員から、ばらばらに対応されては学校が非常に混乱するというふうなお話をいただきましたので、21ページ、その協議会設立と仕組みを設けることなどが必要という後に、なお書きといたしまして、「地域に開かれた学校施設の一元的管理という観点から、地域スポーツ担当部署、団体とも調整することが重要」ということを追記させていただいております。

21ページ一番下の丸のところ、これにつきまして齊藤委員から、施設の利用料軽減については、ぜひとも国からも後押しをというふうなお話をいただきましたので、最後のところで、「国から関係団体に対しても理解促進を求める」というふうな記載にしております。

続きまして第5章、大会・コンクールのあり方のところについては、24ページ、(2)の大会運営への従事、①現状と課題のところにつきまして、石津谷委員から、運営、特に吹奏楽の例ということでお話しいただきましたけれども、負担に感じている教師はいないというふうなお話もいただきましたので、並列するような形で、「自ら進んで従事する教師もいれば、負担を感じている教師もいる」というふうな形で追記をさせていただいております。

続きまして会費のところは特段修正を加えておらず、保険のところにつきましても、スポーツ庁との関係で記載を合わせているぐらいの修正しかくわえておりません。

最後、第8章のところ、指導要領を含む関連諸制度等のあり方についてというところにつきましては、若干記載を加えております。まず1ポツ、学習指導要領についてのところは、経緯のところは特段記載を変えておりません。31ページの2段落目のところ、地域移

行後の生徒の文化芸術活動というところで社会教育の記載があるのと、下から、その段落の 1、2、3、4、5 が文化芸術基本法の記載を引いておりますので、ここについては文化特有の記載というふうなところかと思っております。文化芸術基本法上は、「施策の推進に当たって、児童・生徒等に対する活動に関する教育の重要性、ここに鑑み、学校、芸術活動を行う団体、家庭、地域、活動相互の連携が図られるよう配慮されなければならない」というふうな記載がございますので、文化振興の観点からも、そういったことが求められている旨を記載してございます。

それから①の現状と課題のところにつきましては、指導要領の記載について、文化部活動に関連してというところでは、教科の音楽や美術との関連というところについて、これは以前ご議論いただいたときと記載は変えてございませんが、文化特有のところをずらっと並べているような形になっているというふうに思っております。

32 ページ、②の求められる対応のところでございます。そこを引き続き行っていただきまして、②の、33 ページの (2) の指導要領の時期改訂における見直しのところになってまいります。ここのところの②の求められる対応のところから入っていただきまして、指導要領、一番下の丸のところは、指導要領が 10 年に一度改訂されていてというふうなところでございます。「その総則における部活動に係る規定を見直すことも検討する必要がある」としている中で、34 ページ、一番上の丸のところ。「今後、部活動がどの学校においても必ず設置・運営されるものではなくなる」というところ。たくさん議論をいただいたところかと思っております。「例えば」のところでございますが、「地域移行の進捗状況等を踏まえて削除する」と。ここのところ、「例えばポツ削除することや」というふうに、前々回のご議論のたたき台の中では示させていただきましたが多くご意見をいただきましたので、「地域移行の進捗状況等を踏まえて」というふうなことの留保を付けさせていただくような記載にしております。

それから (2) 高校入試等につきましては、これは一般論のところでございますが、石津谷委員から特に推薦入試等々に関わって、「そういった学校の部活動の負担を推薦入試などが背景となってあおっているような部分があるのではないかという指摘がある」というふうな記載について、根拠があるのかというふうなご意見をいただきましたので、そういった根拠が必ずしもあるとはいえないようなものについては、指摘があるというふうな現状の記載については削除をさせていただいているところでございます。

大体これで、あとはその後の採用選考・人事配置等につきましても、前回と同じような形で、スポーツ庁との提言を合わせるような記載をさせていただいているというふうなところでございます。また本日いろいろご意見をいただきながら反映をしてみたいと思いますので、ご議論、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(北山座長)

ありがとうございました。資料 1 の第 1 章から第 8 章まで、ご説明いただきました。前

回までに皆さまからいただいたご意見が反映されていると思います。さらにご意見やご質問等がございましたら、該当するページ数をおっしゃっていただきながら、ご発言いただきたいと思います。

ご質問につきましては、先ほどと同じように、ある程度まとめて事務局のほうから答えていただきたいと思います。委員の皆さまは挙手、または挙手ボタンにてお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。どうぞ。

(齊藤（忠）委員)

信州大学の齊藤です。15 ページのところで、前回も外部の指導者の質について意見をさせていただいて、それを反映していただいているところなのですが、同じところですね。外部の指導者の質、これを保証するために、前回、石津谷先生からも吹奏楽での認定講座みたいなものも既に始められているというお話をいただきました。

それぞれのところで認定講座や、それぞれの市町村で認定という基準を決めていくのもいいのですが、基本的なスタンスとして、それぞれの専門に関わる知識や技能があるかどうかと、コンプライアンスのこととか、生徒の安全面に関わることとか、そういう視点がある程度明確になっていて、それをクリアしていくことが大切だと思います。その基準みたいなものを国から示す必要はないかということと、例えば先ほどの吹奏楽で認定講座をやる場合、それを国として、文化庁として公認の認定講座であるとか、文化庁として「これは認てる」というお墨付きみたいなものですね、そういうものを出す予定はあるのでしょうか。ばらばらになるよりも、基準といいますか何か一定のラインがあった方がいいような気がしているのですが。それによって量が確保できないという問題も生じてくるかもしれませんけれども、子供たちを前にするには、そういうことも必要かと思います。

それと外部の指導員を採用する責任者、また責任の話ですが、誰が採用するのかと。例えば学校である吹奏楽の外部指導者を採用するには、その学校の校長が責任を持って採用するのかとか、誰が採用するのか。採用するに当たっては、少なくとも面接を行って、子供たちの前に立つにふさわしい方かどうかを確認するとか、例えば「面接するなど」というような文言とか、そういうものも必要ないかとか、誰が採用するのかということとか、もう少し詰めとく必要があるような気がしております。ということで、意見も半分ですが、そのことに関わっては発言いたしました。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。指導者の質の確保については、それぞれの分野ごとの技術的な指導力もあるでしょうが、コンプライアンス面ですとか安全管理ですとか、そういうことについてのある程度統一的な見解を示したほうがいいのではないかというご意見だったかと思います。また、外部指導者を採用するに当たって、採用の責任は学校長なのかとか、そういうこともある程度明確にしたほうがよろしいのではないかということだと伺いました。

また文化庁のお考えについては、後ほどまとめて伺いたいと思います。

他の方、いかがでしょうか。金田委員、お願いいたします。

(金田委員)

日本 PTA の金田です。日本 PTA では今年度、実は部活動の地域移行に関して、運動部活動もそうなのですが、両方に関して各いろいろな県の代表者から意見を取りまとめたというようなところを改めて勉強してというところで今、動いています。昨年、まず身近な執行部の中でも、この部活動のことに関しては、非常に皆さま関心が強いというところなのですが、そもそも最初の提言の案のところから、1 ページの題材のところ、「少子化の中、将来にわたりわが国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けて」ということで書かれております。

現状の中からすると、報道のあり方によるのかもしれないですが、どちらかというと、働き方改革のためにやっているという認識が保護者の中では多いと思います。

この提言書が出てきたときに、当然日本 PTA の中の各県の代表者の方たちも、これを目にしたとき、内容からすると、どちらかというと子供たちが「地域移行を契機に、生徒やその保護者が地域の文化芸術活動に参画することは」ということで、「子供たちにとっていいことがあるのです」という書かれ方なのですね。そこに齟齬がある感じがして、保護者の中では、「これはどうなのか？本当にそうなるためならそうなのだが、元々働き方改革ではなかったのか？」。確かに継続して親しむためには、先生の負担軽減ということなのかもしれないのですが、そもそもの出どころがそういうことであれば、きちんと働き方改革のためにということに記載してもよいではないかと思います。そうでないと、保護者の中には疑問符が付くと思います。何となく表面上でいいことを書いている感じが、受け取る側、日本 PTA の委員会の中で、そういう提言が出てくる可能性があると思いました。「なぜ、何のためにこれを地域移行するのか？」という、そもそものところもう少しはっきりと書かれるか、本当にこのようになるのであれば、もう少し具体的に書く必要があるというところでは。

あとは、指導者の質という部分です。保護者としては、やはり「質」です。少なからず学校の先生が見ていたというところは安心感があるというところが、外部指導員の質というところは非常に大きいというところが、以前の会議でも話をしたようにやはり任命責任者だとか、完全に切り離した場合の外部指導員とか、地域移行したときに何か問題があった場合は、誰がどう歯止めをするのかというところが問題です。

そしてやはり保護者の中で関心が高いのは、会費の部分です。会費の部分も触れてはいますが、実質どうなのだというところと、運動部活動のほうでも日本 PTA の副会長として会議に出ております。やはり会費を取ることによって、参加できなくなるというような子供があってはならないということはずっと言い続けてきているので、受益者負担ということが大前提になってきますし、今も部活動の中では、指導員を雇うとか雇わないというところで、会費なども差があつたりはするとは思いますが、その辺りをはっきりしないと、市町の教

育委員会等の状況に合わせてということになるのかというところではあるのですが、もう少しお示しいただいたほうがいいと思います。

もう一つが、10 ページで、新しい丸ポツでいうと 4 つ目、「若者に人気のある漫画やアニメ等のメディア芸術など」というように書かれています。これまで学校の文化部活動では経験できなかった文化芸術活動も経験できるようになるということで、私は、「ピアノの習い事はどうするのか」とお伺いさせていただいたかと思います。学校の近くでピアノの先生に子供が習い事で行っているというときに、「学校の施設を使わせてくれないか」と問い合わせがありました。そのときは、「営利活動だから駄目です」ということでお断りされていた部分が、「これは認めます」ということになるのかどうかということは非常に大きなところだと思っていて、ピアノを習っている方は多いということもありますが、アニメ等、結構現実的にその辺りのほうが甚だしい問題になってくると思うので、その辺りの整理が必要だと思っています。以上です。

（北山座長）

ありがとうございました。金田委員から、全日本 PTA 全国協議会のお立場からご意見をいただきました。幾つか重要なところがありましたが、いわゆる働き方改革だけではなく、子供たちにとってどのような改革になるのかということと保護者の皆さまは気に掛けておられるということがよく分かりました。自治体が管理主体としてなることも大きな要素だと思いますが、やはりそれ支えるのは保護者の皆さまということになりますので、安心できる改革案という形で示していただかないといけないというふうに思いました。学校と外部との関わりということもそうですが、そのような保護者の方たちに安心していただけるような提言になるといいなというふうに思って伺いました。ありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。石津谷委員、どうぞ。

（石津谷委員）

会費のことについてですが、多くの子供達を活動に参加させるためには、ご家庭の負担を少なくし、会費の額を抑える。そのためには国や行政が援助をする、というような内容が資料には書かれています。楽器の世界では、本当に国や自治体なりの援助がないとかなり苦しい。学校部活動では大型楽器や打楽器などは学校にあるものを使用すればいいのですが、地域バンドになってしまったら、それらの楽器を使用させてもらえたとしても、新たな大型楽器の購入、楽譜の購入には多額のお金がかかります。楽器があれば何年でもそのまま使用できると思われる方もいらっしゃると思いますが、太鼓の革などはだいたい 2 年に一度は張り替えないといけない。シロフォンもバンバン叩いていたら鍵盤を取り替えないといけない。楽器もずっと使用していれば、壊れたり調整に出さないといけない。要するに多額のメンテナンス料がかかるのですね。

それと参加する生徒達の人数が増えてきたら、新しく入った子達のために楽器を購入し

ないといけなくなる状況が生まれる。今だったら学校で管理している楽器を「じゃー君はこの楽器ね。」「君はトランペットね。」とかどンドン回すことができますが、これが地域バンドだったら、楽器を買えない子が入ってきたら楽器はどうするのだろうね、ということが我々吹奏楽指導者の中では問題になっている。

そうなった時に、ウチの地域バンドは頑張っているのに、自治体に「楽器足りないから、楽器買ってね。」と言って買ってもらえるのか、等の問題はどうか？

もし自治体が資金援助をしてくれないとなると、結局は地域バンドで楽器を買わざるを得なくなる。でもバンドにはそのようなお金は無いとなると、行きつくところメンバーの保護者に「今度楽器を買うので、今度楽器を修理に出さなくてはならなくなるので、太鼓の革を張り替えるので。」「楽譜を購入するので。」等、お金を出してくださいということになると思うのです。そうすると本当に冗談抜きに、ここの26ページの真ん中辺に書いてある「会費が大きな負担となって、結局参加することをやめてしまったりすることが生じる恐れがある。」と書かれてある通りの状況が生まれてしまう訳です。

多くの子供達に音楽や文化を味あわせるというこの会の本質から、「何だ、要するにお金の無い子はできないじゃないか。」ということになってしまう。だから国が本気でこの改革を進める気があるのなら、国や自治体がそれなりの覚悟をもってもらわないと、音楽団体の維持は非常に難しいというように感じます。その懸念があるので、負担を軽減する、安く文化施設とか社会教育施設を借りられる、だけではなく、提言の中に、国や自治体は「地域バンドや地域オーケストラに対してしっかり資金援助をする。」というようなはっきりした言葉を書き込む必要があるのではないのでしょうか。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。石津谷委員から会費の問題について、吹奏楽の現場から考えると、いわゆる会費だけではなくて、楽器のメンテナンス等に変なお金がかかるので、結局それが会費のほうに反映されてしまう。そうするとかなり高額なものになっていって、保護者の方への負担が大きいということでした。そういうことについては、もっと具体的に、その問題を解消するための文言があってもいいのではないかというご意見ですね。ありがとうございます。金田委員、どうぞ。

(金田委員)

今の吹奏楽の楽器の話があったので意見を述べさせていただきます。私、娘が2人とも吹奏楽部だったということもあって、やはり会費は当然取りながら、楽器というのは代々受け継がれてきたものと、またメンテナンスにやはりお金がかかるのである程度会費の中から少しずつ積み立てをしながらというのが現実です。ただ楽器の買い替えとなったときには、当然その積立費用だけでは賄えないのです。または積み立てていたとしても、自分が積み立てていたお金が、結局10年後の積み立ての買い替えになるというようなことで、全然

受益者負担ではないという話になるということも当然あると思います。そうなりとやはり多いのは、PTA なり吹奏楽の OB 会をつくったりして、寄付金を集めて買いましょうという感じです。そういうのが実際 PTA の役割とはあまり表には出てきませんが、結局「それでは寄付金を募りましょうか」とか、そういうようなことでやっていますので非常に部活動の中でも確かに吹奏楽は楽器に関してお金がかかる場所ですので、やはりその辺りまで含めて考えて、提言をされたほうがいいと思います。それを全部受益者負担で賄うのは、やはり正直保護者としては非常に難しいと考えます。

中学校の部活の中でも、皆さん楽器を買われるという方も正直いらっしゃいますが、指導者の中では、例えばトランペットにしても、「7～8 万の入門モデルでもいいですよ」と言う人もいれば、30 万以上のものを求めるというような指導者も正直いらっしゃるというように聞いております。私はトランペットに関しては素人なのでそこまでの差は分かりませんが、やはり 30 万以上というような話はよく聞きます。そういうところを考えると、保護者としては、それを負担できないから吹奏楽部に参加できませんという人が出てくることを懸念します。

（北山座長）

ありがとうございます。先ほどの石津谷委員のご意見に続いて、金田委員から、保護者の皆さまによる受益者負担ということにしても、あまりにも大き過ぎるし、それがどのように反映されてくるのかということが明確ではないということから、やはり財政的な措置が重要であるというご意見でした。他、いかがでしょう。どうぞ、菅野委員。

（菅野委員）

今のご意見、全く同感で、どのように国や地方自治体が支援してくれるのかというのは、とても不安な要因の一つだと思います。もう一つは、何かスポーツ団体からよく聞きますが、結局地元でそういう団体が、活動できる場所がないので、少し離れたところまで行って活動しなくちゃいけないというような状況が出てきていると。

そのときに都会だったら電車や何かの交通網が発展してあれでしょうけども、地方になった場合、これもう結局は親が送り迎えしなくちゃいけないのが現実らしいのです。だからこれ文化活動についても、そのようなことが必ず起きてくると思うのです。遠い場所まで子供を送り迎えするような、親にそういうゆとりがないと、これは活動に参加させられないということが起きてこないように、何か文化団体がスクールバスではないですが、文化団体バスみたいなものを出して、子供を集めて回るとか、何か方策がないと、子供は参加させられない。その負担は結局親がさせられる、親がしなくてはいけないということになれば、文化部の人口は必ず減ってくると思うのです。続けようとする子供。ましてや今の議論でもありましたが、土日の移行の後に今度、平日の移行も始まるのですよね。そうなったら今度はもう、まさに夜、子供たちを本当に送り迎えなしに活動に参加させることは、まず不可能にな

ってくると思うので、その辺りのことも踏まえて、お考えいただかなければいけないのではないかなというふうに考えています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。菅野委員から、いわゆる金銭的な会費としての負担だけでなく、送り迎えとか交通の便の問題とかもこれから実施していく上で問題となるので、その辺も具体的に示したほうがいいのではないかというご意見でした。他の方、いかがでしょうか。どうぞ。

(齊藤（忠）委員)

会費の関係のところ、26 ページのところで、求められる対応の丸の最初に、「地域の団体等の会費については」の最後のところに、「地方団体や国からの支援を行う必要がある」ということで具体的に書いていただいているのですが、その中で、今まで出てきたような、例えば吹奏楽ですと大型の楽器、チューバとか、あと打楽器とか、そういうものは確かに購入することが大変な楽器なのです。そういう楽器等についての支援も、地方公共団体、そして国でもサポートできるような、そういう何か見通しがこの中に入ると、大変ありがたいかなと思います。今までは学校単位で何十年に一度ぐらい、チューバとかを買っていたとか、また PTA の方の支援を得て、何十年に一度、何周年記念によりやくこのティンパニを買ったとか、そういう実情があった中で、今度学校単位ではなくなると本当に財源がないので、その辺りも地方や国で支援するという文言が入ると大変ありがたいかなと思います。以上です。

(北山座長)

26 ページの「地方公共団体や国からの支援を行う必要がある」ということについて、具体的には楽器の購入とかだけではなくて、その楽器を運搬するについても大変な予算が要るわけで、トラックも借り上げなければいけないということですね。私立学校の場合、そのためにバスやトラックを持っているところもありますね。そういう財政的な補助を明確にしたほうがよろしいというようなご意見でした。どうぞ、大坪委員。

(大坪委員)

美術の大坪でございます。ここの委員の中には音楽関係の方たくさんいらっしゃいますので、今のようなご意見はたくさん出てくるものと思っておりますが、美術の関係者として申し上げれば、美術というのは逆にあまり支援金をたくさんもらうことは、場合によると表現に枠を付けられてしまうなどの状況もあって、多くを望んでいません。恐らく文化発達の歴史から見ても、ある程度パトロンが必要だった芸術、パフォーマンス系の表現と、われわれのような造形表現を目指した違いがそこにあるだろうと思います。ただ私はこの提言の

全体の趣旨からいえば、あまり細かく楽器を補助することまでここに書くことに関しては、避けたほうがよいと考えます。

この委員会には音楽・美術の関係の者が多く集まっておりますが、これ以外にも文化部活動たくさんあるわけです。そのような活動全体を含めての提言なのだというところも踏まえて、私は資料に書いてあるような、自治体や国からの支援も必要だということの趣旨が示してあれば、提言としては十分ではないかというふうに考えております。以上でございます。

(北山座長)

ありがとうございます。確かにおっしゃるように、吹奏楽だけが文化部活動ではありませんし、文化部活動全体への提言ですので、その大筋をきちんと押さえておくことが重要であるというご意見だったと思います。それでは、齊藤委員。

(齊藤(勇)委員)

日本地域部活動文化部推進本部の齊藤でございます。まず文化庁さんには、前回の検討会で申させていただきました、特に主体者意識とか、自ら地域の文化や芸術を創造することに主体的に参画していくという文言など、未来の姿に関して、各所に取り入れていただきまして、ありがとうございます。先程は私が少し的を射ない質問をしてしまって、大変失礼いたしました。

今、大坪委員からもお話がありましたが、私もこの文化部活動の「はじめに」の最初の検討の経緯の文章の2行目にあるところ、「これまでの生徒の文化芸術等に親しむ」とあるのですが、学習指導要領には文化・芸術・科学等と、「科学」が入っているのですね。でも科学が抜けてしまっていて、それも「等」の中に入っているからいいのだといえそうなのですが、文化芸術というところが非常にクローズアップされている内容になっておりますので、その辺りはどうなのかと。「等」の中で科学も入るのだといえそれで結構ですが、最初に「文化・芸術・科学等」と書いて、括弧付けか何かで、「以降、文化芸術等とする」とか書いていただければよいのではないかと考えます。

と申しますのは、子供たちが今後新たに触れる文化部活動、スポーツ以外でとなった場合に、やはりサイエンス、科学の分野も重要になってくると考えております。例えばITにしても、アートとテクノロジーが融合するメディアアートとか、いろいろな活動が、今も出てきている時代ですので、科学という言葉を最初から全く入れないで「等」に含めてしまうのがどうなのかと思いましたので、質問も含めて述べさせていただきました。よろしく願います。

(北山座長)

ありがとうございます。文化芸術だけではなくて、科学ということも重要な文化部活動の一部じゃないかということですね。私も以前、事務局のほうに情報提供いたしました、例

例えば浜松市の中学校では、浜松市と中学校と企業との協働で「トップガン」という地域部活のような活動をもう随分長くやっております、科学部の地域との関わりも大変重要なことだと思っています。そういう意味でも、提言の中にも科学に関する文言があっているのではないかとということで承りました。ありがとうございます。それでは、熊谷委員。

(熊谷委員)

国はこのことについてお金を出す考えがあるのかどうかです。お金。財政的な支援をする考えがあるのかどうかです。元々学校の教員の自己犠牲的な働きによって文化を支えてきました。それは実は保護者から見ると一定レベルだし、ありがたかったし、安心感がありました。きちんと責任を取ってくれる感じがありましたし。

ただ、働き方改革の観点からいうと、もうこのシステムは長くは続かない。少子化というメカニズムもあって、もう切り替えなければならなくなりました。

それでは地域に支えてもらおうということになりました。結局、学校に押しつけていた文化を支えるということ、今後は地元でやってくださいということになるのであれば苦しいと思います。制度を変えようとするのであれば、国としても、これだけお金で「てこ入れ」するから、このスケジュールで何とかまずうまくいくプランだけは見せてくれというべきです。それが見えたら、全国で情報共有して、良いモデルを学びながら、だんだんやっていくのではないかといいと思います。

「国はお金を出すのですか」というのが質問です。

(北山座長)

ありがとうございます。この文書は提言として改革の方向性を示しているのですが、具体的な財政の保障はどのようになっているのかということが明確ではありません。実際私たちも地域で話していると、「お金はどうなるの?」とよく聞かれるわけですが、そういう具体的な政策も含めたほうがいいのではないかといいご意見だと思います。一方で、先ほど大坪委員が言われたように、これは「提言」なので、そこまで書くべきではないという考えもあるかと思います。これについては、事務局のほうからもお答えいただきたいと思います。それでは、野口委員。お願いします。

(野口委員)

中学文化連盟、野口でございます。私が一番気になっているのは、学習指導要領の中で部活動がどういうように今後、位置付けになっていくのかということが引っ掛かっております。もちろん部活動が地域に移行していくということについては、国のお考えでそうやっていくのはそのとおりかとは思っているのですが、具体的に言いますと、私は演劇部をずっと持ってきたのですが、演劇部の活動の中で何か一つお芝居を作る。そうすると演劇の練習、発声練習とかだけではなくて、大道具作り、「美術の先生、この大道具、これでいいのかな」

と聞きに行くとか、衣装を作る際、「家庭科の先生、この縫い方、これでいいですか」とみんな話合って一つの劇を作って、発表して、子供たちは発表の場が持てて幸せだったというふうに来てきたわけです。ですから、地域に移行する。「あれ？ ちょっと待って。そのときに、そういう学校とのつながりはどうなるのかな」というのが引っ掛かっております。PTAの方は学校が部活動をやっている、先生たちが頑張ってくれていて、安心していただくとおっしゃってくださったのも、とてもありがたいな、うれしいなと思っています。

あと活動時間、このガイドラインもそうなのですが、演劇部の場合ですと、のべつ幕なしずっと何時間もやっているわけではなくて、学校の文化祭の前に一生懸命集中してやるという部分があるので、毎日2時間、週に4日の中で、2時間の中で、ミシンを出して縫い始めて、「はい、もう終わり」とか、板を切って縫い始めて、「はい、今日はもうおしまいね」みたいなことになるのです。土日は、じゃあ、地域に持って行って、それをまた作ってというような。実際に時間がオーバーしないように頑張るとするのは、とても大切なのですが、時期によっては厳しい時期がある。そうではない時期は大丈夫です。あと予算についても、演劇部の場合はそんなにお金はかかりませんから、ご迷惑を掛けるようなお金は、保護者の方に負担していただくというのは、あんまりないとは思っています。

というふうに、いろいろな部があって、いろいろな事情があって、みんな違うわけで、それでは一斉にここをこう守らなくてはいけないというのが厳し過ぎると。とても苦しいなというのが正直なところでございます。全体的に反対しているわけではありません。以上です。

（北山座長）

学習指導要領との関係もそこで大事になってくるわけですが、単に地域に移行するだけでは済まない事情が学校のこれまでの活動の中にはたくさんあったということで、演劇部のことを中心にご意見を伺いました。ありがとうございます。はい、石津谷委員。

（石津谷委員）

26ページです。どういう意図があってこのように書かれているかはちょっとわからないのですが、下から2つ目の丸のところですが、「指導者には適切な対価が支払われることが重要である。」はその通りですね。「家庭の経済状況に係らず、会費の負担自体や、部費と比べて金額が上がることに強い抵抗感を示す保護者が出てくることも想定される」も当然ですね。その次なのです。「想定されるから、保護者の理解を得ていく必要がある。」という言い方、すごく引っ掛かるのですが、要するに「会費が高いですよ。」と。「でも、仕方ないのだから理解してください。」っていう意味で書かれているのか。

たぶん先程、金田先生もおっしゃったかと思うのですが、非常に高額な会費を出すことに抵抗感のある保護者の方がいらっしゃると思うのです。そうやってきた時に、この文言からいくと、保護者の理解を得るって、これ保護者にどうやって理解を得るのかな、と非常に疑問を持ってしまう。

この1つ上のところにも、支援という言葉が書いてある。この提言書は文化庁長官のところまで行って、それがさらに上に行くのですよね。だとすると、この支援も解釈によっては、お金の支援と受け取ってもらうこともあれば、お金を出さないで何か施設を安く使用させてあげるように口添えをしてあげるだけで、そのレベルで止まってしまう支援と捉えることもできる。

捉えられようによって、非常に心配な面もある。だからこのような改革を行うときには、お願い口調ではなく、はっきり国の役割とか自治体の役割とかを提言書の中に明記しなくて良いのかな、と。国がもし出さないとした時、または出したとしてもほんの僅かだった時に、実際、地域移行した時に、どこの団体も本当に財政的に成り立つのかな、という不安を持ちます。

だから、このようなことを文字に起こす時には、もっとしっかり考えた方が良いのではないかと考えています。以上です。

(北山座長)

ありがとうございます。保護者の皆さまの理解を得るための「支援」ということについては、一つは財政的なものもあるでしょうし、あとは行政的なサポートがあるかということも思いますが、その辺りははっきりしてほしいということですね。はい、大坪委員。

(大坪委員)

すいません、別の視点からです。1ページのところに、地域の文化芸術団体の定義付けとして、ルビの1があり、文化芸術振興計画の中に、営利・非営利の設置形態は問わないと示されています。要するに、これまでわれわれは文化部活動、もしくは部活動自体はボランティアの上に成立しているような感覚を持っておりましたから、どちらかというとな非営利なものとして捉えてきました。しかしながら、今回の検討の先に見えるのは、非営利に限っていたのでは恐らくうまくいかないと考えます。営利の団体も含めて考えていくこと必要です。ただこの提言全体としては、いきなり全部をオープンにして営利団体、要するに企業がどんどん入ってくる形は難しいので、ある程度の手順は組んでいくということが書かれていると理解しております。ですから私は、最初に文化芸術団体というものの定義を改めて示していただいたことは、非常に重要であると思っております。

それから具体的な文言として一つお願いしたいのは、3ページ、「今後の目指す姿」のところの3段目のところの中ほどに、「意欲のある教師を含め専門性等を備えた指導者や、ふさわしい施設を確保し」とあるのですが、ここの「意欲のある教師を含め」は削除したほうがよいのではないかと考えております。この部分は最終的な理想像がここに書いてあるわけです。学校から地域へ移行することを考えるときに、ある程度先生方のお力を借りながら移行を進めないといけないのは当然でございますし、そのことは資料の後半にも反映されております。兼職兼業、それから休日のところ等にも出てきております。それは当然だろう

と思うのですが、理想像の中に「意欲ある教師」を入れるのは、私は今回の趣旨から外れてしまのではないかと考えます。ここを外したとしても、15 ページ、3 章、指導者の質・量の確保のところに、「現在、学校の文化部活動の指導を担っている教師の中には、地域での指導を希望する者もあり、そのような教師が、引き続き指導を担っていくことができるようにする必要があります。」が示されています。これがあれば、最初の部分に「意欲のある教師を含め」という言葉は不要ではないかと考えております。

それから先ほど公認の認定講座というお話が出てきました。私も、いずれは将来において、そういった制度、枠組みが必要になってくるかと思います。例えば企業活動においても、いろいろな資格がございます。例えば重機を扱う資格だとか、それから安全性だとか、人事など様々です。会社の人たち全員がそのような資格を持っているのではなく、一部の人が持っているわけです。そういった考え方もあるでしょうが、今回の提言では、まず地域に移行していくための受け皿をつくっていきましょうということであって、この提言のこの段階で、認定講習みたいなことを書いてしまうと、いささか狭めてしまうのではないかという意識を持っております。以上です。

（北山座長）

ありがとうございます。3 点伺ったと思います。一点は最初のところにある、文化芸術団体についての定義を脚注で入れていただきましたが、これについては評価していただいているということ。2 点目は「意欲ある教師を含め」という 3 ページの文言は削除したほうがいいのではないかということですよ。他の文言に変えるということではなくて、これを削除したほうがいいというご意見だと思います。3 点目は認定講習や認定試験というようなものは、この段階では書かないほうがいいのではないかということですね。

はいどうぞ、村田委員。

（村田委員）

第 2 章のところで、地域における新たな文化部活動の環境のあり方と構築方法のところですが、地域に移行することで文化部活動全体の裾野の拡大や、いろいろな世代間を超えて交流できるといったメリットが書いてあるのはいいことだと思うのですが、そもそも文化部活動を移行するというのは、学校での文化部活動のいろいろな課題があった上で、地域に移行することだと思っています。

課題はあるけれど、逆に今の学校で行っている文化部活動を全否定するのではなく、もちろん学校の中でやっているからこそいい面もとてもあると思います。そういった、例えば子供たちのことを知っているからこそいろいろな声掛けができたとか、それから「こういった文化部活動があるから参加してみたらどうか」といったような声掛けであったり、あるいは集団での学びといったようなことができていると思うのですが、それを地域に移行しても、恐らくやり方によってはできると思うのです。

そもそも文化部活動というのは子供たちの豊かな人間性を育むものなので、そういった視点を大事にしながら、地域においても交流をしながら、メリットを生かして活動していくといったようなことを、この2章のどこかに、構築方法かどこかのところでも、しっかりと子供たち主体で進めていくといったようなことを明記するべきではないかと感じています。以上です。

(北山座長)

11 ページの内容に、今伺ったようなことを反映させてはどうかというご意見ですね。ありがとうございます。

(齊藤(忠) 委員)

3 ページの先ほどの大坪委員の「意欲のある教師を含め」のところです。私は入れておいた方がいいと思います。スポーツ庁との関係もあると思うのですが、やはり若い先生や、目の前の学生たちを想像するにつけ、これはとても重要だと思います。以上です。

(北山座長)

教員養成のお立場からだと思いますが、「意欲のある教師」という文言は、やはり入れた方がいいのではないかとご意見です。大坪委員、いかがでしょう。

(大坪委員)

「意欲のある教師」と提言に書かれていると、教員養成課程の中でもそのような部活動指導に意欲のある教師を育てなければならないという考え方ができてしまいます。教員養成を担当している立場からすると、それは趣旨が違うと考えます。

それから以前の議論の中にもあったと思うのですが、やはり兼職兼業で要注意なのは同調圧力であると思います。なかなか外部指導員も集まらない、だから休日もある程度学校の教員が担当せざるを得ない。そのときに、「私はやる。あなたはやらないのか」というような同調圧力が掛かってくることもあり得ると思います。そういったことも含めると、移行期として教員の意欲的な部分を活用することは当然あり得ますが、最終目標がそこにあるのでは決していないということです。

理想像が書かれる部分、最終的な到達等のところには、「意欲的な教師」という言葉はなくしたほうがよいのではないかとというのが私の意見です。

(北山座長)

はい、富士道委員、どうぞ。

(富士道委員)

今の「意欲のある教師を含め」というところですが、私も最終の形としては、ないほうがいいと思っています。一番恐れているのは、結局引っ越しをしようと思っても引っ越し先が見つからない。どこへ引っ越したらいいのだろうか。そうなったときに、「では、やはり兼職兼業で先生やってよね」ということになれば、結局これは地域移行がなし崩しになってしまう。といっても、すぐスパッと切って、もう学校は何もやりませんということは、当然現実的ではありません。なので、いろんな過程、ステップ踏む中で、最終章としては、これはもう完全に地域等を含めてやっていく。先ほどのあった営利・非営利を含めてというような、企業等を含めて、全てのところが引っ越し先になるのでしょうか、やはりそういう意味で、地域移行がなし崩しになってはいけないというふうに思います。

(北山座長)

大坪委員のご意見と同じ趣旨だと思います。はい、石津谷委員。これに関してですね。

(石津谷委員)

これは、実際にあったことなのでお話をしておきたいと思います。同調圧力という言葉が出てきましたが、最近部活動をあまり熱心にやらない、やりたくない先生方も増えてきているのですね。そこに逆同調圧力ということが起こってきています。これはどういうことかというと、ルールを守って一生懸命部活指導を行おうとしている先生方に対して、「あまり一生懸命にやらないでくれ」と言う先生方が出てきているのです。その理由は簡単なのです。「あんたが一生懸命やると、私達やっていない教員が生徒や保護者から悪く言われるのよ。だからあまり熱心にやられたら困るの。」と。「土日なんかやめてよ。」みたいな圧力も最近あるのです。これは現実にあったことなので、今お話しした訳ですが、「意欲のある教師を含め」という言葉が入ったから目標が達成できないとか、そういう問題ではないと思う。やはり現状として、この改革を進めるためには熱意ある意欲のある教師が必要なのですよ。その熱意ある教師の思いがあつてはじめて達成できるのだから、この文言の中にこの言葉は入るべきです。何で削ろうとするのか私にはわからない。将来的に地域地域で、そのような教師に頼らなくなっていくということは構わないと思いますが。ただ、この段階で削ってどうこうというのは、私は違うと感じています。以上です。

(北山座長)

この文言を削除したほうがいいのかというご意見、あるいはこれは必要だというご意見がありますが、「意欲のある」というところが問題なのか、それとも「教師」というところが問題なのかということでしょうか。どうぞ、大坪委員。

(大坪委員)

37 ページ、中学校等の教師の採用選考・人事配置等についてのところに、平成 31 年度の

中教審答申の一文が引用してございます。「教師の本務は授業であり、限られた時間の中で授業準備がおろそかになるほどまで部活動に注力することは適切でないが、部活動に過度に注力してしまう教師の存在も指摘されていることから、教師の意識改革も必要である。」ということが書かれています。まさしく教師のあり方はこの一文に集約されていると思います。それをベースにして考えていくと、今回の部活動の地域移行ということは、教師の本来的な業務のあり方に戻そうという動きなのだとこのところを考えたほうがよいと思います。そうなってくると、私は先ほどの箇所は部活動の在り方の理想的な姿を述べているわけですから、「意欲的な」というよりも、むしろ「教師」という言葉を消したほうがよいということを考えています。

(北山座長)

「意欲的な教師」という言葉を外すということですね。両者の意見あるかと思います。他の方はこれに関していかがでしょう。はい、どうぞ。

(熊谷委員)

両方ありだと思いますが、目指す姿としては削除してもいいかなと思います。ただこれは、現に熱心にやっている先生が、今のやりがいのある立場を奪われてしまうという、そういうネガティブなイメージをなくするために、「やる気のある人は引き続き土日も部活動に関わることができますよ」という、そういうフレーズだと思います。

(北山座長)

兼職・兼業ということも他の部分で出てきますが、しかし恐らく大坪委員がおっしゃるのは、これが「はじめに」という、この提言の根幹に関わる重要な部分だからというご意見だというふうに伺いました。熊谷委員のおっしゃるように、あるいは齊藤委員のおっしゃるように、これを読む人たちが、今後の移行集中期間等にどのような「意欲」を持って取り組むかということにも影響してくるかなとか思うので、あったほうがよいというご意見もうなずけるところはあります。さて、齊藤委員どうぞ。

(齊藤（忠）委員)

取りあえず、スポーツ庁さんとの関係もあると思うので、スポーツ庁で入っていて、文化庁のではありませんと、これはおかしいことになってしまうので、スポーツ庁と足並みをそろえて。10年先を見てなのかが今後の目指す姿なのか、それとももっと先なのかによってもちょっと違ってくると思います。それぞれについて私も意見としては分かるような気がします。

(北山座長)

ありがとうございます。本提言の趣旨をどのように捉えるかということとともに、スポーツ庁の提言、つまり運動部と文化部で違いがあっても困りますので、その統一性のことは今後の移行におけるスムーズな運びにも影響してくるかと思います。

時間もそろそろ、もう実は過ぎておりますので、たくさん意見伺った上で申し訳ないのですが、事務局のほうからご質問に関する部分に関してお答えいただけますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。少し3点について、ご説明申し上げられる分はしていきたいと思っております。1点目、外部の指導員の質の保証についての基準について、国から示す必要があるのではないかというふうなことについて、齊藤副座長からお話をいただきました。一方で大坪委員からは、そういった資格の認定というふうなこと、講習のようなことについては、提言としては書かないほうがいいのではないかとというふうなお示しもいただきました。これに関してでございますが、認定ということになると、やはりある意味、認定されないところに対する規制ということにもなって参りますので、おそらく国としても、民間の取り組みをどういうふうに後押しできるかという観点では関与していきたいとは思っておりますが、そういう意味ではちょっとまだ次の展開として、こういった認定というものをどういうふうに国が後押しできるかということを、予算措置として検討していく必要があるだろうというふうに思っております。それが1点目の基準の関係でございます。

2点目、会費に関連する、特に吹奏楽の楽器のメンテナンス費用等々について、特化して吹奏楽についてというところに、かなりご議論があったというふうに承知をしております。ここに関しては、国の今やっております地域移行に関する予算措置として、今大きく分けて2つの取り組みをやっていただいております。

一方では自治体のほうの取り組みをモデル的にやっていただくというふうなことで、今回の事例発表も多くの事例発表をそちらからいただいているわけで、自治体の支援、それから2つ目といたしまして、団体への支援ということをやっております。ちょっと細かく見ていくと、自治体のほうも実は多くのところは吹奏楽に特化したような形で、今モデル的な取り組みやっていたところかと思っております。一方で団体のほうは、音楽関係に特化してということであまりなく、分野を特定せずにやっているというふうな状況でございます。

次年度以降、先ほど申し上げましたような、地域移行の休日の3年間の改革集中期間でございますので、特に働き方改革という観点からは、時間数とかそういったところで、吹奏楽の取り組みをどういうふうにしていくかというのは非常に重要なことだと思っております。こちらの団体支援のほうも、少し吹奏楽に特化したようなモデルというものも検討していきたいというふうに思っております。先ほどの指導者の質のところにも、それは関わってくるのだというふうに思っております。

会費の関係は、恐らく今も既に保護者の方は、実費は負担していただいているということだと思っております。これは恐らくメンテナンスの費用、楽器のメンテナンス費用も含めて、実費負担は実際に保護者が負担しているというのが実態かと思っておりますので、プラスでかかる部分というのは、実は指導者の経費なのではないかというふうには今は見立てております。その辺りの実態につきましても、より深く分野別にここは検討していく必要があると思っておりますので、国の財政措置の中で、そういったものをどういうふうに焦点化していくかということも含めて考えてまいりたいと思っております。

それから3点目、科学の部分について、文化部ということになりますと、もちろん科学も含めてということになってございまして、この提言全体の中で一番幅広く捉えられる「文化芸術活動等に親しむ機会」というところの「等」は、まさに文化芸術以外のいわゆる文化部全体の活動というふうなところを整理するような形で表してきてまいっておりますので、その点について解説が必要なところがあれば、少し補足をしてまいりたいと思います。

今ほどご議論のありました「意欲のある教師を含め」ですとか、それから国の財政支援のことについてのもう少し具体的な記載をといたところにつきましては、本日のご議論いただいたところも踏まえて、また座長とご相談を申し上げまして、次回のときにお示しをさせていただければと思います。簡単ですが、以上でございます。

(北山座長)

ありがとうございます。皆さまのご質問にお答えいただく形でご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、予定された時間より過ぎてしまいまして申し訳ございません。本日は活発なご意見頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。本日もご意見いただけなかった部分、あるいは補足しておきたいお考え等ございましたら、ご遠慮なくメール等で事務局までお寄せいただければと思います。

最後に、次回以降の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

(事務局)

次回の第6回の検討会議の日程につきましては、7月の25日の14時から16時を予定しております。また最後となります第7回につきましては、8月9日の14時からを予定しております。本日は長時間ありがとうございました。以上でございます。

(北山座長)

ありがとうございました。それでは、本日はこれにて散会いたします。